事 務 連 絡 平成30年8月1日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局) 御中 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 障害福祉課

障害者(児)の皆様及び事業者の皆様向けリーフレットの送付について

平素より、障害福祉行政に特段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、平成30年7月豪雨により被災された方々の障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて、説明のための資料(事業所・利用者向けリーフレット)を別添のとおり作成しました。

つきましては、リーフレットについて管内市町村に対し周知を図っていただくとともに、 障害福祉サービス等事業者など関係者への周知・広報にご活用下さいますようお願いいたし ます。

#### 1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない 場合でも、利用者さんの

- •氏名
- •生年月日
- ·居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

### 2.利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

#### 対象自治体

【愛媛県】松山市 今治市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 大洲市 伊予市四国中央市 西予市 東温市 上島町 久万高原町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町

※詳細は各自治体にお問い合わせください。

## 3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

通常の支給決定手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決 定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

#### 4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

- ※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も 対象となります。
- ※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

受給者証などがなくても



しょうがいふく し

障害福祉サービスを使うことができます。

じゅきゅうしゃしょう 1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていれば、名前、生年月日、住所を 言えば、サ

-ビスを受けることが できます。

じぎょうしょ 2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受 けられます。

りようりょう りようりょう 3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに 支払わなくて 大丈夫です。

じぎょうしょ まどぐち そうだん 市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しょくじだい ※食事代などは これまでどおりです。

ひつよう ばあい 新 しく サービスを 必要とする 場合や サービスを ばあい そうだん しちょうそん まどぐち 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

きげん 今まで 使っていた サービスの期限は、 えんちょう 1月30日まで 延長されます。

\*\* 大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱 いになります。

#### 1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない 場合でも、利用者さんの

- •氏名
- •生年月日
- •居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

### 2.利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

#### 対象自治体

【岡山県】岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸内市 真庭市 美作市 浅口市 里庄町 矢掛町 勝央町 久米南町 吉備中央町 ※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

## 3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

通常の支給決定手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

#### 4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

- ※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も 対象となります。
- ※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

受給者証などがなくても



しょうがいふく し

障害福祉サービスを使うことができます。

じゅきゅうしゃしょう 1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていれば、名前、生年月日、住所を 言えば、サ

-ビスを受けることが できます。

じぎょうしょ 2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受 けられます。

りようりょう りようりょう 3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに 支払わなくて 大丈夫です。

じぎょうしょ まどぐち そうだん 市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しょくじだい ※食事代などは これまでどおりです。

ひつよう ばあい 新 しく サービスを 必要とする 場合や サービスを ばあい しちょうそん まどぐち そうだん 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

きげん 今まで 使っていた サービスの期限は、 えんちょう 1月30日まで 延長されます。

- \*\* 大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。
- ※ 3、4については補装具費も同じです。

#### 1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない 場合でも、利用者さんの

- •氏名
- •生年月日
- •居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

### 2.利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

#### 対象自治体

【岐阜県】 多治見市 関市 恵那市 美濃加茂市 神戸町 輪之内町 安八町 富加町 ※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

## 3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

通常の支給決定手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

#### 4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

- ※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も 対象となります。
- ※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

受給者証などがなくても



しょうがいふく し

障害福祉サービスを使うことができます。

じゅきゅうしゃしょう 1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていれば、名前、生年月日、住所を 言えば、サ

-ビスを受けることが できます。

じぎょうしょ 2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受 けられます。

りようりょう りようりょう 3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに 支払わなくて 大丈夫です。

じぎょうしょ まどぐち そうだん 市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しょくじだい ※食事代などは これまでどおりです。

ひつよう ばあい 新 しく サービスを 必要とする 場合や サービスを ばあい しちょうそん まどぐち そうだん 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

きげん 今まで 使っていた サービスの期限は、 えんちょう 1月30日まで 延長されます。

- \*\* 大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。
- ※ 3、4については補装具費も同じです。

#### 1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない 場合でも、利用者さんの

- •氏名
- •生年月日
- •居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

### 2.利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

#### 対象自治体

【京都府】 福知山市 綾部市 京田辺市 南山城村 長岡京市 大山崎町 笠置町 ※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

## 3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

通常の支給決定手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

#### 4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

- ※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も 対象となります。
- ※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

受給者証などがなくても



しょうがいふく し 障害福祉サービスを使うことができます。

じゅきゅうしゃしょう 1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていれば、名前、生年月日、住所を 言えば、サ

-ビスを受けることが できます。

- じぎょうしょ 2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受 けられます。
- りようりょう りようりょう 3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに しはら 支払わなくて 大丈夫です。

じぎょうしょ まどぐち そうだん 市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しょくじだい ※食事代などは これまでどおりです。

ひつよう ばあい 新 しく サービスを 必要とする 場合や サービスを ばあい しちょうそん まどぐち そうだん 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

きげん 今まで 使っていた サービスの期限は、 えんちょう 1月30日まで 延長されます。

\*\* 大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱 いになります。

#### 1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない 場合でも、利用者さんの

- •氏名
- •生年月日
- •居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

### 2.利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

#### 対象自治体

【広島県】広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 大竹市 東広島市 江田島市 府中町 熊野町

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

## 3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

通常の支給決定手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

#### 4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

- ※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も 対象となります。
- ※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

受給者証などがなくても



しょうがいふく し

障害福祉サービスを使うことができます。

じゅきゅうしゃしょう 1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていれば、名前、生年月日、住所を 言えば、サ

-ビスを受けることが できます。

じぎょうしょ 2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受 けられます。

りようりょう りようりょう 3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに 支払わなくて 大丈夫です。

じぎょうしょ まどぐち そうだん 市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しょくじだい ※食事代などは これまでどおりです。

ひつよう ばあい 新 しく サービスを 必要とする 場合や サービスを ばあい そうだん しちょうそん まどぐち 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

きげん 今まで 使っていた サービスの期限は、 えんちょう 1月30日まで 延長されます。

\*\* 大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱 いになります。

#### 1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない 場合でも、利用者さんの

- •氏名
- •生年月日
- •居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

### 2.利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

#### 対象自治体

【鳥取県】 米子市 境港市 岩美町 八頭町 日南町

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

## 3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

通常の支給決定手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

#### 4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

- ※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も 対象となります。
- ※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

受給者証などがなくても



しょうがいふく し

障害福祉サービスを 使うことが できます。

じゅきゅうしゃしょう 1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていれば、名前、生年月日、住所を 言えば、サ

-ビスを受けることが できます。

じぎょうしょ 2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受 けられます。

りようりょう りようりょう 3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに しはら 支払わなくて 大丈夫です。

じぎょうしょ まどぐち そうだん 市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しょくじだい ※食事代などは これまでどおりです。

ひつよう ばあい 新 しく サービスを 必要とする 場合や サービスを ばあい しちょうそん まどぐち そうだん 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

きげん 今まで 使っていた サービスの期限は、 えんちょう 1月30日まで 延長されます。

\*\* 大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱 いになります。

#### 1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない 場合でも、利用者さんの

- •氏名
- •生年月日
- •居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

### 2.利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

#### 対象自治体

【島根県】 浜田市 益田市 安来市 江津市 川本町 美郷町 邑南町

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

## 3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

通常の支給決定手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

#### 4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

- ※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も 対象となります。
- ※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

受給者証などがなくても



しょうがいふく し

障害福祉サービスを使うことができます。

じゅきゅうしゃしょう 1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていれば、名前、生年月日、住所を 言えば、サ

-ビスを受けることが できます。

じぎょうしょ 2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受 けられます。

りようりょう りようりょう 3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに 支払わなくて 大丈夫です。

じぎょうしょ まどぐち そうだん 市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しょくじだい ※食事代などは これまでどおりです。

ひつよう ばあい 新 しく サービスを 必要とする 場合や サービスを ばあい そうだん しちょうそん まどぐち 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

きげん 今まで 使っていた サービスの期限は、 えんちょう 1月30日まで 延長されます。

\*\* 大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱 いになります。

#### 1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない 場合でも、利用者さんの

- •氏名
- •生年月日
- •居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

### 2.利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

#### 対象自治体

【福岡県】飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手町 川崎町

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

### 3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

通常の支給決定手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

#### 4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

- ※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も 対象となります。
- ※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

受給者証などがなくても



しょうがいふくし っか できます。

しゅきゅうしゃしょう
1. 受給者証がなくてもサービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていれば、名前、生年月日、住所を 言えば、サービスを受けることが できます。

- 2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受けられます。

しちょうそん じぎょうしょ まどぐち そうだん くだ 市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

 しょくじだい

 ※食事代などは これまでどおりです。

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスを か ばあい しちょうそん まどぐち そうだん くだ 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

あめ たいへん とくべつ てつづ かんたん 雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

- 5. 今まで 使っていた サービスの期限は、 自動的に がっ にち えんちょう 1 1 月 3 0 日まで 延 長されます。
- \*\* 大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。
- ※ 3、4については補装具費も 同じです。

#### 1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない 場合でも、利用者さんの

- •氏名
- •生年月日
- •居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

### 2.利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

#### 対象自治体

【兵庫県】 姫路市 豊岡市 篠山市 朝来市 宍粟市 神河町 上郡町 香美町 ※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

## 3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

通常の支給決定手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

#### 4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

- ※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も 対象となります。
- ※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

受給者証などがなくても



しょうがいふく し 障害福祉サービスを使うことができます。

じゅきゅうしゃしょう 1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていれば、名前、生年月日、住所を 言えば、サ

-ビスを受けることが できます。

- じぎょうしょ 2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受 けられます。
- りようりょう りようりょう 3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに しはら 支払わなくて 大丈夫です。

じぎょうしょ まどぐち そうだん 市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しょくじだい ※食事代などは これまでどおりです。

ひつよう ばあい 新 しく サービスを 必要とする 場合や サービスを ばあい しちょうそん まどぐち そうだん 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

きげん 今まで 使っていた サービスの期限は、 えんちょう 1月30日まで 延長されます。

\*\* 大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱 いになります。